

国民年金だよ



平成28年度の年金額について

平成28年度の年金額は、物価がプラス0.8%、賃金がマイナス0.2%の変動となったことを踏まえ、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。

ただし、被用者年金一元化法(平成27年10月施行)により端数処理が変更になったため、月額で数円の増減が生じます。

なお、年金額のお知らせについては平成28年6月上旬に送付する予定としています。

※それまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。

▼任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、増額に近づけることができます。

なお、保険料の納付期間や保険料の免除期間などが25年以下の方は、70歳になるまで任意加入することができません。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができません。
詳しくは、役場や年金事務所に
お問い合わせください。



任意加入制度の注意点

- ・さかのぼって加入できません。
- ・任意加入は申し出た日から加入となります。
- ・厚生年金保険や共済組合に加入中の方は任意加入できません。
- ・免除申請はできません。
- ・保険料の納付方法は口座振替が原則です。(海外在住による任意加入の場合を除きます。)

▼「ねんきんネット」で年金見込額試算

「ねんきんネット」で年金見込額試算を利用すると、さまざまな働き方による年金見込額を試算し、比較することができ、今後の人生設計に役立てることができます。

年金見込額試算では、退職時期など、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。いくつかの簡単な質問に答えることで、年金見込額が試算されます。

年金見込額試算の結果の注意点

- ・働き続けていたり、失業手当(雇用保険の基本手当)を受給している年金の支給が停止されている方や老齢年金を受給して

いる方、70歳以上の方はご利用いただけません。
この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者などの情報は試算に反映されません。
共済組合などの加入期間は、この試算の対象には含まれていません。

「ねんきんネット」

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002

